

◇1月から3月は「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」実施期間◇
進学・就職の準備等で若者の生活が変化する3月に

特別相談

『若者のトラブル110番』

を実施します。

ネットワークビジネスや契約などの消費者トラブルに関する
相談を電話でお受けします。（相談費用無料）

《相談日時》

3月9日（月）～10日（火）

午前9時から4時30分まで

《相談専用電話》 042-631-5455

《相談窓口》 消費生活センター

《対象》八王子市に在住・在勤・在学で29歳以下の方

消費生活センターでは、この期間以外も相談をお受けしています。

お困りの際は、まずご相談ください

八王子市消費生活センター

相談専用電話：☎042-631-5455

月～土曜日の午前9時～午後4時30分（祝・休日、年末年始を除く）

- ◆来所相談をご希望の方は事前にお電話ください。
- ◆初めてのご相談の受付は16時までです。
- ◆相談時間は30分を目安とします。

*年末年始を除く祝・休日は、「消費者ホットライン」☎188
（午前10時～午後4時）でご相談を受け付けています。

*相談は無料です。

*クリエイトホール休館日は、電話またはメールフォームで
相談を受け付けます。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階
電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

メールフォームによる相談

メールフォームによる相談をお受けしています。ご利用は右の
二次元コードまたは下記アドレ
スから！



<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/005/001/002/p007214.html>